

様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人たけは内科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝 2 3 番地 2
- (3) 設立認可年月日 平成 19 年 2 月 13 日
- (4) 設立登記年月日 平成 19 年 2 月 22 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人たけは内科医院	2511800332	滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝 2 3 番地 2	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 7 月 31 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 7 月 31 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

” 令和 7 年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名	医療法人たけは内科医院	※医療法人整理番号	0	0	3	5	0
所在地	滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝23番地2						

財 産 目 録
(令和 8 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 額	100,303 千円
2. 負 債 額	6,688 千円
3. 純 資 産 額	93,615 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	70,217
B 固 定 資 産	30,086
C 資 産 合 計 (A + B)	100,303
D 負 債 合 計	6,688
E 純 資 産 (C - D)	93,615

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名医療法人たけは内科医院

※医療法人整理番号00350

所在地滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝23番地2

貸借対照表
(令和 8 年 5 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	70,217	I 流 動 負 債	6,688
II 固 定 資 産	30,086	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	6,660	負 債 合 計	6,688
2 無 形 固 定 資 産	248	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	23,178	科 目	金 額
		I 資 本 金	9,800
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	83,815
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	93,615
資 産 合 計	100,303	負 債 ・ 純 資 産 合 計	100,303

法人名 医療法人たけは内科医院 ※医療法人整理番号 0 0 3 5 0
所在地 滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝 2 3 番地 2

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	85,999
2 事業費用	88,117
本来業務事業損失	2,118
事業損失	2,118
II 事業外収益	2,646
III 事業外費用	0
経常利益	4,764
IV 特別利益	63
V 特別損失	0
税引前当期純利益	4,827
法人税等	155
当期純利益	4,672

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人たけは内科医院

理事長 竹葉 智至 殿

私は、医療法人たけは内科医院の令和 7 年会計年度（令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 7 月 15 日

医療法人たけは内科医院

監事 田中 俊郎